

野田市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第1号

野田市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

野田市職員人事評価実施規程（平成25年野田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条）

能力評価

被評価者の区分	評価者	
	第1次評価	第2次評価
職務の級が9級の職員		副市長
職務の級が8級の職員	部長	副市長
職務の級が7級の職員	次長	部長
職務の級が6級、5級及び4級の職員並びに職務の級が3級の職員であつて別に定めるもの	課長	部長
職務の級が3級の職員（別に定める者を除く。）、職務の級が2級及び1級の職員、技能職員及び労務職員並びに地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員		課長

別表第 2 (第 4 条)

業績評価

被評価者の区分	評価者
職務の級が 9 級の職員	副市長
職務の級が 8 級及び 7 級の職員	部長
職務の級が 6 級、5 級及び 4 級の職員	課長

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。